

令和 7 年 1 月 25 日

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開 会

2 報 告

報告第 12 号 教育委員会 11 月定例会の会議録について

3 議 案

議案第 54 号 日立市児童生徒等の就学に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

4 そ の 他

- (1) 令和 7 年第 4 回市議会定例会について
- (2) 令和 8 年度日立市奨学生の選定状況について
- (3) 令和 7 年度日立市優秀教職員等褒賞事業の受賞者について
- (4) 令和 8 年度日立市立幼稚園等の園児募集の結果について
- (5) 第 5 回日立市長杯ラジオ体操コンクールの実施結果について

5 次回の教育委員会の日程について

令和 8 年 1 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分から
日立市役所 304・305 号会議室

6 閉 会

報告第12号

教育委員会11月定例会の会議録について

教育委員会11月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和7年12月25日提出

日立市教育委員会

教育長 折笠修平

教育委員会会議録（11月定例会）

日 時 令和7年11月27日（木）
午後2時30分から午後3時5分まで

場 所 日立市役所 304・305号会議室

<u>出席委員</u>	教育長	折笠 修平
	教育長職務代理者	上村 由美
	委 員	朝日 華子
	委 員	小野 智久
	委 員	額賀 隆
<u>委員以外の出席者</u>	教育部長	作山 直弘
	次長	大内 弓子
	理事	窪田 康徳
	総務課長	西 勇人
	学校施設課長	富岡 道雄
	学務課長	北見 裕
	学校再編課長	酒地 康彦
	生涯学習課放課後児童対策室長	和田 徹
	スポーツ振興課長	市原 慎也
	指導課長	青木 房子
	記念図書館長	佐川 正城
	郷土博物館長	鈴木 弘嗣
	北部学校給食共同調理場長	小林 健児
	教育研究所長	諸橋 正和
	総務課課長補佐（兼）庶務係長	塙 智光
	総務課課長補佐（兼）計画財務係長	西野 晃平
	総務課係長	澤田 貴子
	総務課主事	上遠野 宰

議事

報告

報告第11号 教育委員会10月定例会の会議録について

議案

議案第46号 令和7年度教育委員会12月補正予算の提案について

議案第47号 日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 運動公園野球場等再整備事業建築工事の請負契約の変更について

議案第49号 運動公園野球場等再整備事業電気設備工事の請負契約の変更について

議案第50号 運動公園野球場等再整備事業機械設備工事の請負契約の変更について

議案第51号 日立市スポーツ広場の指定管理者の指定について

議案第52号 日立市武道館の指定管理者の指定について

議案第53号 日立市じゅうおう市民プールの指定管理者の指定について

その他

- (1) 部活動の地域展開の進捗状況について
- (2) ひたちシーサイドマラソン2025の結果について
- (3) 市内高等学校のスポーツ全国大会の出場について
- (4) 日立市市民運動公園、市民広場等の指定管理者の指定について

会議の概要

1 開会

教育長 ただ今から、教育委員会11月定例会を開会します。

本日は、傍聴希望者が1名おります。
傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全委員 結構です。

2 報告

報告 第11号 教育委員会10月定例会の会議録について

教育長 まず、報告第11号について、御意見等はございませんか。

全委員 特にありません。

教育長 それでは、本件については、承認されました。

3 議案

議案 第46号 令和7年度教育委員会12月補正予算の提案について

教育長 続いて、議事に移ります。

議案第46号について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 1番、歳入歳出予算です。

歳入合計につきましては、152万3千円を増額し、補正後の額を27億351万5千円とするものです。

歳出合計につきましては、3,427万4千円を増額し、補正後の額を90億3,130万2千円とするものです。

次に、内訳です。

1番、歳入歳出予算につきましては、大部分が人事院勧告等に伴う人件費の増額です。

人件費の増額以外について御説明いたします。

No4、外国語指導助手活用による英語力育成事業費は、市が直接雇用するALT2名のうち、1名が都合により退職しましたので、その分の人件費を減額するものです。

No9、教育相談事業費は、県の補助を受けて、少人数指導、不登校学習支援教員1名を配置したため、その人件費を改めて計上するものです。

2番、繰越明許費です。

運動公園施設整備事業は、周辺整備工事を野球場再整備事業の進捗に合わせて実施するのですが、年度内の完了が見込めないため、事業費の一部、2,504万円を令和8年度に繰り越すものです。

3番、債務負担行為補正、追加です。

運動公園野球場再整備事業は、野球場のリニューアルオープンに伴う事務室や多目的室の机、いす、選手が使用するロッカーなどの備品購入につきまして、来年度の早期納品に向けて、今年度中に契約を締結する必要があります。このため、3,500万円の購入費用を確保する債務負担行為を設定するものです。

教 育 長 それでは、議案第46号について、可決することでよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第46号については、原案可決と決しました。

議 案 第 4 7 号 日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

教 育 長 次に、議案第47号について、放課後児童対策室長から説明をお願いします。

放課後児童対策室長 児童福祉法の改正に伴い、本条例を制定するものであります。新旧対照表で御説明いたします。

日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、法の規定により、国が定める基準に準じて、市町村が条例で定めることとされていることから、国の基準の改正に伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

改正の概要は大きく2点でございます。

1点目は、国が人材不足解消のため児童福祉法を改正し、特区限定であった地域限定保育士を全国対象の制度としたことに伴い、茨城県での実施時期は未定ではございますが、放課後児童クラブの放課後児童支援員の認定資格研修の受講要件として、地域限定保育士を追加するものでございます。

2点目は、虐待の定義を定めた条項にそれが生じましたことから、国の基準と同様に条例の規定を改めるものでございます。

委 員 地域限定保育士とはどのような方を指しますか。

放課後児童対策室長 特定の地域でのみ働くことを条件に登録できる保育士のこと

す。

今回の法改正では、特区だけでなく、認定を受けた県も対象となり、一定年数を経過すると全国でも働くようになりました。

教 育 長 それでは、議案第47号について、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第47号については、原案可決と決しました。

議 案 第 4 8 号 運動公園野球場等再整備事業建築工事の請負契約の変更について

議 案 第 4 9 号 運動公園野球場等再整備事業電気設備工事の請負契約の変更について

議 案 第 5 0 号 運動公園野球場等再整備事業機械設備工事の請負契約の変更について

教 育 長 次に、議案第48号から議案50号までは、関連がありますので、スポーツ振興課長から一括して説明をお願いします。

スポーツ振興課長 初めに、議案第48号、運動公園野球場等再整備事業建築工事の請負契約の変更についてでございます。

現在、市民運動公園再整備事業を進めておりますが、そのうち運動公園野球場等再整備事業建築工事請負契約について、完成の期限を変更するものであります。

当初の契約では、本工事の完成の期限を令和7年12月26日までとしておりましたが、11月末時点の見込みで、建築工事の進捗率が約7割と、当初の予定より遅れが生じております。

これは、野球場整備地が周囲よりも低い窪地形状であることから、工事地に雨水が流入しやすい状況であり、工事期間中の豪雨によって、雨水の流入が想定以上に発生し、排水復旧及びその対策に不測の日数を要したこと、加えて、導入予定のエレベーターの製造元で、部品加工装置の故障が発生し、部品の納入に遅れが生じているため、これらの状況を勘案し、完成期限を令和8年3月31日まで延長するものです。

この変更にあたっては、並行して実施している電気設備工事、機械設備工事、来年6月を工事の期限としている多目的広場等工事などを含めて、工程を調整し、野球場の供用開始については、予定どおり令和8年7月で変更ありません。

次に、議案第49号、運動公園野球場等再整備事業電気設備工事

の請負契約の変更についてでございます。

建築工事の工程の見直しに伴い、並行して施工している電気設備工事についても、完成の期限を令和8年3月31日まで延長するものです。

次に、議案第50号、運動公園野球場等再整備事業機械設備工事の請負契約の変更についてでございます。

こちらにつきましても、電気設備工事同様、建築工事の工程の見直しに伴い、完成の期限を令和8年3月31日まで延長するものです。

これらの議案につきましては、本定例会で議決をいただいた上で、令和7年第4回市議会定例会に上程する予定です。

委 員 雨水が流入しやすい原因について、具体的に教えていただきたいです。

なお、今後も同じようなことが起こり得るのかどうかも教えていただきたいです。

また、同じようなことが起こった場合に、完成後の対策が必要になり、予想以上に工事費用がかかるようなことがあるのかを伺いたいです。

スポーツ振興課長 まず、池の川は、元から水が多い場所であり、地下水が高いところまで来ている場所ということから、スタンドなどを作る工事で大きな穴を掘り、そこに地下水が湧き上がってきたタイミングで大雨が降り、雨水と地下水によって、水が溢れ、工事現場や近隣の道路に水が流れ出したことが何度かあったことが、今回の完成期限延長の原因になっています。

対策としては、雨水を受ける雨水貯留槽を設置したことによって、大量の雨水を受けられるようになりました。

また、排水溝を予定よりも大きい物を設置し、側溝につきましては、速やかに雨水が流れ込むような施しをしていくことで対策をとることになっています。

教 育 長 それでは、議案第48号から議案50号までについて、可決することによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第48号から議案50号までについては、原案可決と決しました。

議 案 第 5 1 号 日立市スポーツ広場の指定管理者の指定について

議案第52号　日立市武道館の指定管理者の指定について
議案第53号　日立市じゅうおう市民プールの指定管理者の指定について
教　育　長　次に、議案第51号から議案53号までは、関連がありますので、スポーツ振興課長から一括して説明をお願いします。

スポーツ振興課長　議案第51号、日立市スポーツ広場の指定管理者の指定についてでございます。

市内6か所のスポーツ広場について、いずれも公益財団法人日立市スポーツ協会を指定管理者とするもので、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までといたします。

次に、議案第52号、日立市武道館の指定管理者の指定についてでございます。

日立市日立武道館及び日立市多賀武道館を、同じく公益財団法人日立市スポーツ協会を指定管理者とするもので、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までといたします。

次に、議案第53号、日立市じゅうおう市民プールの指定管理者の指定についてでございます。

日立市じゅうおう市民プールを、同じく公益財団法人日立市スポーツ協会を指定管理者とするもので、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までといたします。

これらの議案は、本定例会で議決をいただいた上で、令和7年第4回市議会定例会に上程する予定です。

教　育　長　それでは、議案第51号から議案53号までについて、可決することによろしいでしょうか。

全　委　員　異議なし。

教　育　長　議案第51号から議案53号までについては、原案可決と決しました。

4 その他

(1) 部活動の地域展開の進捗状況について

教　育　長　続いて、その他に移ります。
その他(1)について、指導課長から説明をお願いします。

指　導　課　長　現在、国、県の方針に基づき、本市においても部活動の地域展開を進めているところでございます。
現時点における今後の方向性でございます。
休日の地域展開について、運動部と文化部の運営をそれぞれ専門

性の高い、公益財団法人へ委託し、それぞれの分野の専門的なノウハウを活用し、地域展開を推進してまいります。

2番、運動部の委託先についてです。

委託先は、公益財団法人日立市スポーツ協会です。

主な役割といたしましては、スポーツ少年団をはじめとする地域クラブを休日の生徒の受け皿として有効に活用するため、コーディネーター等を配置し、仮称、中学生地域スポーツクラブを運営いたします。

運営内容といたしましては、認定クラブの支援、中学生へのクラブ参加支援、新クラブ設置又は創設支援、類似クラブの情報収集及び情報提供、競技団体との連携による大会等の実施などです。

3番 文化部、吹奏楽部の委託先です。

委託先は、公益財団法人日立市民科学文化財団です。

主な役割といたしましては、コーディネーターを配置し、仮称、日立市ミュージッククラブを吹奏楽部に係る休日の生徒の受け皿として新規に立ち上げ、運営いたします。

運営内容といたしましては、財政基盤整備、関係団体との連絡調整、指導環境整備、広報募集、活動環境整備、イベント企画運営等です。

4番、令和8年1月に実施する保護者説明会等で配布するチラシのイメージでございます。

QRコードにつきましては、イメージの状態で掲載させていただいているいます。

本市の恵まれた人的物的資源を活用し、令和8年度から休日において、中学生が好きなことを、多岐にわたる選択肢から選択できるようにしたいと考えております。

委 員 費用負担について、分かる範囲で具体的に教えていただきたいです。

指 導 課 長 費用負担は団体によって大きな差がございます。
千円台もあれば、1万円台のスポーツクラブ等もございます。
団体が多岐にわたっておりますので、練習内容や活動の回数も異なりますので、全て分かるような形で、保護者の方には提示したいと考えております。

委 員 休日の部活動を地域に移行した後も、協調性や規律、挑戦する姿勢を失わない仕組みの確立、生徒の学業との両立への配慮、過度な練習量の抑制等もよろしくお願ひいたします。

(2) ひたちシーサイドマラソン2025の結果について

教 育 長 次に、その他(2)について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

スポーツ振興課長 開催日は、令和7年11月16日、日曜日でした。
次に、参加申込状況等についてでございます。
参加申込者数は、4,731人で、前大会と概ね同数となります。
出走者数は、4,211人で、出走率が89%でございます。
完走者数は、3,975人で、完走率94.4%となり、前大会より大きく上回る結果となりました。
救護関係は、救急車の搬送台数が2台で、前回の17台より大幅に減少しています。
これは、当日の気象条件が良好であったことに加え、今回は、給水ポイントの改善や給水量の増加など、体制を強化したことで、ランナーの水分補給が円滑になったものと考えられます。
次に、気象状況でございます。
当時は、晴れ、気温17.5度、湿度48%と、ランナーにとって走りやすい気象状況でした。
前回大会と比べ、環境面が大きく改善されたことが、完走率に良い影響を与えたのだと考えられます。
次に、従事者数でございます。
大会運営には、ボランティア、各コミュニティ等、約2,200の方に御協力をいただきました。
次に、協賛募集結果でございます。
協賛額は、現金、物品とともに前回を大きく上回り、特に現金による協賛は、約2,500万円と大幅に増加しました。
大会の認知向上や企業への働きかけの強化により、協賛への理解と支援が広がった結果と捉えております。
最後に、市民運動公園内の出展状況等についてでございます。
出展は、協賛社、地元PR、ランナーサービスの3区分で実施いたしました。
協賛ブースは、前回より増加し、企業のPRだけでなく、来場者との交流の場としてにぎわいました。
地元PRでは、メヒカリをはじめとした地元ならではの飲食や茨城キリスト教大学による、しらすクッキーの配布など、地域の魅力発見に繋がる内容を開催しました。
また、ランナーサービスでは、カイロプラクティックや記念撮影コーナー、リセットマルシェの実施など、走る人を応援する人や地域の人も楽しめる会場づくりを行い、幅広い層が来場し、マラソン事業への理解促進にも寄与したものと考えております。

委 員 参加者として、御尽力いただいたボランティアの方々に本当に感

謝いたします。

沿道は途切れなく、応援していただけの方が多いのでランナーとしても励みになりますし、最後の10kmは、挫けそうになりましたが、給水・給食ポイントなどがたくさんあったため、助かりました。

交通規制の影響で、渋滞や近隣住民へ御迷惑があつたかどうか、何か報告があれば教えていただきたいです。

スポーツ振興課長 どうしても車の移動ができなくなるエリアがあります。

事前に個別訪問し、チラシ配布や面談で御説明はしていますが、急に移動したいということが発生してしまう場合があります。

警察と打ち合わせを行いながら、できるだけ袋小路になる場所を減らすことや、急に移動したいということが発生したときには、できるだけ車や人を通す取組をいたしました。

しかしながら、ランナーが切れないと、通すことができないので、その際には、御理解いただいて、通れる状況になるまで待っていたくことになってしまいます。

今年は、車の移動ができないといった問合せは、昨年よりは減少しましたが、何件か問合せをいただきました。

委 員 ランナーとして参加できないので、応援をさせていただきました。

34km地点が最も苦しい地点だと思いますが、リタイアする方も少なく、非常に一生懸命走っており、中学生の応援が聞こえてきて、とても良い大会だと感じました。

素晴らしい大会になってきたと感じております。

(3) 市内高等学校のスポーツ全国大会の出場について

教 育 長 次に、その他(3)について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

スポーツ振興課長 1番、大会名は、女子第37回全国高等学校駅伝競走大会です。

2番、出場校は、茨城キリスト教学園高等学校陸上競技部女子でございます。

3番、大会期日は、令和7年12月21日、日曜日、午前10時20分スタートです。

4番、大会会場は、たけびしタジアム京都付設駅伝コースです。

5番、出場校一覧は、下記のとおりとなっております。

茨城キリスト教学園は、記載のとおり6年連続、28回目の出場となっております。

直近5回の大会では、最高順位が19位、1時間10分58秒と

なっております。

(4) 日立市市民運動公園、市民広場等の指定管理者の指定について

教 育 長 次に、その他(4)について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

スポーツ振興課長 日立市市民運動公園及び市民広場等の指定管理者の指定について、口頭にて御説明いたします。

教育委員会定例会では、教育委員会が所管するスポーツ広場、武道館の指定管理者の指定について、御承認いただきましたが、このほか、市長が所管する施設のうち、スポーツ施設として、教育委員会が補助執行により管理を行っている池の川さくらアリーナ等を含めた日立市市民運動公園、滑川市民広場、十王市民広場、高鈴少年広場について、指定管理者を指定する議案を、令和7年第4回市議会定例会に上程いたします。

市民運動公園については、公益財団法人日立市スポーツ協会と株式会社ミズノスポーツサービスの共同体である日立市スポーツ協会ミズノグループ、滑川市民広場については、N P O 法人滑川ファミリースポーツクラブ、十王市民広場及び高鈴少年広場については、公益財団法人日立市スポーツ協会を指定管理者とするもので、指定の期間は、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和7年12月25日（木）午後1時30分から、日立市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会12月定例会を終了いたします。

以 上

日立市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

日立市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する規則を別紙の
とおり制定するものとする。

令和7年12月25日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

櫛形小学校と山部小学校の統合に伴い十王小学校の学区を定める等の
ため、本規則を制定するものであります。

日立市児童生徒等の就学に関する規則の一部を改正する規則

日立市児童生徒等の就学に関する規則（昭和44年教委規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

櫛形	十王町伊師	を	
	十王町伊師本郷		
	十王町友部		
	十王町友部東	一丁目	
		二丁目	
		三丁目	
		四丁目	
	十王町城の丘	一丁目	
		二丁目	
		三丁目	
		四丁目	
		五丁目	
	十王町高原		
	十王町黒坂		
山部	十王町山部		

」

「

十王	十王町伊師	
	十王町伊師本郷	
	十王町友部	
	十王町友部東	一丁目
		二丁目
		三丁目
		四丁目
	十王町城の丘	一丁目
		二丁目
		三丁目
		四丁目
		五丁目
	十王町高原	
	十王町黒坂	
	十王町山部	

に、

」

改める。

別表第2中

「

十王	櫛形小学校の学区
	山部小学校の学区

を

」

「

十王	十王小学校の学区
----	----------

に、

」

改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第3条、第12条、第13条関係）

学齢簿

学齢児童生徒氏名			現住所			性別	生年月日
						行政區	
保護者氏名			現住所				
						統柄	
前住所				転出先住所			
就学	（義務教育学校前期課程部）	学校名		異動事項		区分	
		入学年月日				就学状況	
		卒業年月日				区分	
就学	（義務教育学校後期課程部）	学校名		異動事項		就学状況	
		入学年月日				区分	
		卒業年月日				就学状況	
不就学	猶予	許可年月日		免除	許可年月日 事由		
		事由				事由	
		期間					
督促	督促日 校長		督促日 教委				
備考							

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

日立市教育委員会

小学校就学について

学校教育法施行令第5条の規定により、入学に関するお知らせをいたします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

日立市教育委員会

中学校就学について

学校教育法施行令第5条の規定により、入学に関するお知らせをいたします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第7号の2から様式第13号までを次のように改める。

様式第7号の2（第7条関係）
(転入学先学校分)

年　月　日

日立市教育委員会

転入学通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
- 4 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第7号の3（第7条、第11条関係）
(前在籍学校分)

年　　月　　日

日立市教育委員会

転入学通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
转入期日			
转入学校		学年	
備考			

- 下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
 - 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
 - 3 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
 - 4 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第8号（第8条関係）

指定学校変更許可申請書

年　月　日

日立市教育委員会 殿

保護者氏名

(申請者)

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様式第9号（第8条関係）
(保護者分)

年　　月　　日

日立市教育委員会

指定学校変更許可書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第9号の2（第8条関係）
(指定学校・前在籍学校分)

年　　月　　日

日立市教育委員会

指定学校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の規定により、下記のとおり指定学校の変更を許可したので、通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第10号（第10条関係）

区域外就学許可申請書

年　月　日

日立市教育委員会 様

保護者氏名

（申請者）

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願い致します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様式第11号（第10条関係）

年　月　日

日立市教育委員会

区域外就学協議書

下記の区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住所登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

日立市教育委員会

区域外就学許可書

申請のあった区域外就学申請に対して審議した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

日立市教育委員会

指定学校変更

許可期間満了通知書

区域外就学

指定学校変更申請

下記の 区域外就学について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

転入学の手続きを行ってください。
許可期間が満了となりましたので、上記転校手続き期限までに、

居住地の教育委員会で転入学の手
続きを行ってください。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第15条関係）

年　　月　　日

日立市教育委員会

就学猶予・免除許可書

下記の児童生徒の就学猶予・免除を決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1及び別表第2を改める規定 令和8年4月1日

(2) 様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第7号の2から様式第13号まで及び様式第20号を改める規定 令和8年1月3日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

日立市児童生徒等の就学に関する規則（昭和44年教育委員会規則第18号）新旧対照表

新		旧	
○日立市児童生徒等の就学に関する規則 昭和44年11月29日 教委規則第18号		○日立市児童生徒等の就学に関する規則 昭和44年11月29日 教委規則第18号	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
小学校	通学区域	小学校	通学区域
十王	十王町伊師 十王町伊師本 郷 十王町友部 十王町友部東 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 十王町城の丘 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 ^{十王町高原 十王町黒坂 <u>十王町山部</u>}	櫛形	十王町伊師 十王町伊師本 郷 十王町友部 十王町友部東 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 十王町城の丘 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 ^{十王町高原 十王町黒坂}
【削除】	【削除】	山部	<u>十王町山部</u>
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
中学校	通学区域	中学校	通学区域
(略)	(略)	(略)	(略)
十王	<u>十王</u> 小学校の学区	十王	<u>櫛形</u> 小学校の学区 <u>山部</u> 小学校の学区

様式第1号（第2条、第3条、第12条、第13条関係）

学齢簿					
学齢児童生徒氏名	現住所	性別	生年月日		
				行政区	
保護者氏名	現住所			統括	
前住所		転出先住所			
就学	小学校名	就学事項	区分	就学状況	
	入学年月日				年月日
	卒業年月日				
	中学校名				
不就学	許可年月日	免除	事由	期間	許可年月日
	事由				
	期間				
	督促				督促日 段長
備考					

様式第2号（第5条関係）

年月日

日立市教育委員会

小学校就学について

学校教育法施行令第5条の規定により、入学に関するお知らせをいたします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日	開始時間		
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第1号（第2条、第3条、第12条、第13条関係）

学齢簿					第号
学齢児童生徒氏名	現住所	性別	生年月日		
保護者氏名	現住所	学齢児童生徒との関係			
就学	小学校名	日立市立	学校	異動事項	就学状況
	入学年月日	年月日			
	卒業年月日	年月日			
	中学校名	日立市立	学校		
不就学	許可年月日	年月日	免認可年月日	事由	記
	事由				
	期間				
	監査	監査			

様式第2号（第5条関係）

様
様
日立市教育委員会

小学校就学について(お知らせ)

あなたは、お子さんを 年4月1日小学校に就学させる義務が生じますので下記のとおり就学させてください。

記

児童氏名			
生年月日	年月日生		
就学期日	年月日		
就学すべき学校	日立市立	学校	

(注意)

- ① 入学式の期日は4月 日()です。
- ② 次の場合は学務課まで御連絡ください。
 - ・この通知書受領後に住所の異動があった場合（就学すべき学校が変更になる場合があります。）
 - ・就学すべき学校の変更の申立てをする場合（相当な理由があると認められる場合に限り変更できます。（ 年 月 日までに御連絡ください。））

様式第5号（第6条関係）

年月日

日立市教育委員会

中学校就学について

学校教育法施行令第5条の規定により、入学に関するお知らせをいたします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第7号の2（第7条関係）

(転入先学校分)

年月日

日立市教育委員会

転入学通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校	学年		
転入期日			
転入学校	学年		
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
- 4 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第5号（第6条関係）

様方
様

日立市教育委員会

中学校就学について(お知らせ)

あなたは、お子さんを 年4月1日中学校に就学させる義務が生じますので下記のとおり就学させてください。

記

生徒氏名			
生年月日	年	月	日生
就学期日	年	月	日
就学すべき学校	日立市立	学校	

(注意)

- ① 入学式の期日は 年 月 日()です。
- ② 次の場合は学務課まで御連絡ください。
 - ・この通知書受領後に住所の異動があった場合（就学すべき学校が変更になる場合があります。）
 - ・就学すべき学校の変更の申立てをする場合（相当な理由があると認められる場合に限り変更できます。（ 年 月 日までに御連絡ください。））

様式第7号の2（第7条関係）

(転入先学校分)

転入学通知書

(現住所)

日立市 町 番地 (の) 号
丁目 番

(前住所)

都道府県 区郡市 町 村 大字 丁目 番 号
番地

保護者氏名

学年	転入学者氏名	生年月日	保護者との続柄
年		・	
年		・	
年		・	
年		・	

上記の者は、 年 月 日 区市立 町村 学校から日立市立

学校へ転入学しますから通知します。

年 月 日

日立市教育委員会 団
学校長 殿

様式第7号の3 (第7条、第11条関係)

(前在籍学校分)

年 月 日

日立市教育委員会

転入学通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校	学年		
転入期日			
転入学校	学年		
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
- 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
- 3 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
- 4 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

様式第7号の3 (第7条、第11条関係)

(前在籍学校分)

転入学通知書

(現住所)

日立市 町 番地 (の)
丁目 番 号

(前住所)

都道府県 区郡市 町 村 大字 丁目 番 号
番地

保護者氏名

学年	転入学者氏名	生年月日	保護者との続柄
年		・	
年		・	
年		・	
年		・	

上記の者を、 年 月 日 区市立 町村 学校から日立市立

学校へ転入学させるよう通知します。

年 月 日

日立市教育委員会 団

学校長 殿

様式第8号 (第8条関係)

指定学校変更許可申請書

年 月 日

日立市教育委員会 殿

保護者氏名
(申請者)
連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
希望変更期間			
申請理由			

様式第8号 (第8条関係)

指定学校変更許可申請書

児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日		
現住所	日立市	電話	
前住所	日立市		
保護者氏名			
児童・生徒との続柄	() (父(子)のように書く。)		
職業			
指定学校・学年	日立市立	学校	学年
申請学校・学年	日立市立	学校	学年
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			

上記のとおり、指定学校の変更を申請します。

年 月 日

保護者氏名

日立市教育委員会 殿

様式第9号（第8条関係）

(保護者分)

年　月　日

日立市教育委員会

指定学校変更許可書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名		
生年月日		
現住所		
保護者氏名		
指定学校	学年	
希望就学校	学年	
変更期間		
申請理由		
備考		

様式第9号（第8条関係）

指定学校変更許可書

児童 生徒	氏 名	
生年月日	年　月　日	年　月　日生
保護者	現住所	日立市　　電話
	前住所	日立市
	氏名	
児童・生徒との続柄 () (父(子)のように書く。)		
学校	指定学校・学年	日立市立　　学校　　学年
	許可学校・学年	日立市立　　学校　　学年
許可期間	年　月　日から　年　月　日まで	
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項	
	(1) 小学校6年生、中学校3年生及び義務教育学校9年生の場合	
	(2) 小学校又は義務教育学校3年生以下で、両親共働きの場合	
	(3) 病気のため通院中で、病院の近くの学校に通学したい場合	
	(4) 特別支援学級該当児で、指定学校に同学級がない場合	
	(5) 前4号のほか教育委員会が特別な事情があると認めた場合	

上記のとおり、指定学校の変更を許可します。

なお、許可期間が満了になりましたら速やかに指定学校への転校を申し出てください。

年　月　日

日立市教育委員会　印

保護者　殿

様式第9号の2（第8条関係）

(指定学校・前在籍学校分)

年　月　日

日立市教育委員会

指定学校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の規定により、下記のとおり指定学校の変更を許可したので、通知します。

記

児童生徒氏名		
生年月日		
現住所		
保護者氏名		
指定学校	学年	
希望就学校	学年	
変更期間		
申請理由		
備考		

様式第9号の2（第8条関係）

指定学校変更許可通知書

児童 生徒	氏 名	
生年月日	年　月　日	年　月　日生
保護者	現住所	日立市　　電話
	前住所	日立市
	氏名	
児童・生徒との続柄 () (父(子)のように書く。)		
学校	指定学校・学年	日立市立　　学校　　学年
	許可学校・学年	日立市立　　学校　　学年
許可期間	年　月　日から　年　月　日まで	
許可理由	日立市児童生徒等の就学に関する規則 第8条第2項	
	(1) 小学校6年生、中学校3年生及び義務教育学校9年生の場合	
	(2) 小学校又は義務教育学校3年生以下で、両親共働きの場合	
	(3) 病気のため通院中で、病院の近くの学校に通学したい場合	
	(4) 特別支援学級該当児で、指定学校に同学級がない場合	
	(5) 前4号のほか教育委員会が特別な事情があると認めた場合	

上記のとおり、指定学校の変更を許可したので、通知します。

年　月　日

日立市教育委員会　印

日立市立　　学校長　殿

様式第10号（第10条関係）

区域外就学許可申請書

年 月 日

日立市教育委員会様

保護者氏名
(申請者)
連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願い致します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住所登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
希望変更期間			
申請理由			

様式第10号（第10条関係）

区域外就学許可申請書

児童生徒	氏名			
	生年月日		年 月 日	生
保護者	住所			
	氏名	児童生徒 との続柄	()	
	職業			
学校	在籍学校学年	市 町立 村	学校	学年
	申請学校学年	日立市立	学校	学年
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
理由				

年 月 日

日立市教育委員会殿

保護者氏名

様式第11号（第10条関係）

年 月 日

日立市教育委員会

区域外就学協議書

下記の区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住所登録地)			
前住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
希望変更期間			
申請理由			

様式第11号（第10条関係）

区域外就学協議書

児童生徒	氏名			
	生年月日		年 月 日	生
保護者	住所		市 町 村	町
	氏名			
学校	在籍学校学年	市 町立 村	学校	学年
	申請学校学年	日立市立	学校	学年
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			

学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

年 月 日

市
町
村
教育委員会殿

日立市教育委員会

様式第12号（第10条関係）

年　月　日
日立市教育委員会

区域外就学許可書

申請のあった区域外就学申請に対して審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		
生年月日		
現住所		
保護者氏名		
指定学校	学年	
希望就学校	学年	
変更期間		
申請理由		
備考		

様式第12号（第10条関係）

区域外就学許可書

児童生徒	氏名		
生年月日	年月日	年月日生	
保護者	住所	市町村	
	氏名		
指定学校	学年	日立市立学校	学年
許可期間	年月日～	年月日	

年　月　日

保護者　殿
学校長

日立市教育委員会 団

様式第13号（第11条関係）

年　月　日
日立市教育委員会

指定学校変更
許可期間満了通知書
区域外就学

指定学校変更申請
下記の区域外就学について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名		
生年月日		
住所		
保護者氏名		
指定学校	学年	
現在籍校	学年	
就学期間		
転入学手続き期限		
備考		

許可期間が満了となりましたので、上記転校手続き期限までに、
居住地の教育委員会で転入学の手続きを行ってください。

様式第13号（第11条関係）

指定学校変更
許可期間満了通知書
区域外就学

児童生徒	氏名		
生年月日	年月日	年月日生	
保護者	住所		
	氏名		
学年	在籍学校　学年	日立市立学校	学年
	指定学校　学年	市町立学校	学年

年　月　日～　年　月　日の許可期間が満了になりましたから
月　日までに指定学校に転入学するよう通知します。
させるよう

保護者　殿
学校長

日立市教育委員会 団

様式第20号（第15条関係）

年 月 日

日立市教育委員会

就学猶予・免除許可書

下記の児童生徒の就学猶予・免除を決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

様式第20号（第15条関係）

就学猶予許可書
免除

児童生徒	氏名	
	生年月日	
保護者	本籍	
	住所	
	氏名 〔児童生徒との続柄〕	()
猶予期間	年 月 日～年 月 日	

年 月 日

保護者 殿

日立市教育委員会 団

(1) 令和7年第4回市議会定例会について

1 会期

令和7年12月4日（木）から12月18日（木）まで【15日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 一般質問

石川 香 議員（アクティブひたち）

○日立市立学校における教職員の働き方改革について

【時間外勤務の現状】

教育部長 令和5年度の教職員の時間外勤務について、小学校は、一月当たり45時間以上の時間外勤務を行う教職員の割合が28%、そのうち80時間以上は0.06%で、中学校は、45時間以上の時間外勤務を行う教職員の割合が34%となり、そのうち80時間以上は0%である。

また、令和6年度においては、45時間以上の時間外勤務を行う教職員の割合は小学校で19%、中学校で34%となるが、80時間以上となった教職員は、小・中学校ともに0%となっている。

【教職員の勤務開始時刻の実態の適正化】

教育部長 本市の教職員の勤務開始時刻は、学校長の裁量で決定できるものであり、市内では午前8時から8時10分の間で設定されている。

その一方で、多くの小・中学校では、昇降口の開錠時刻が、15分から30分程度、教職員の勤務開始時刻よりも早く設定されている。

昇降口の開錠については、教員とは異なった勤務時間を設定できる用務員や、管理職である校長、教頭が対応を行う学校が多くなっているが、一部の学校では、教員が日直等の当番制で対応している。

加えて、児童生徒の安全確保の観点から、昇降口の開錠時刻よりも早く登校した児童生徒が路上で待機することがないよう、昇降口の開錠時刻よ

りも早く校門を開け、昇降口前で待機するように対応しており、昇降口の開錠時刻などを勤務開始時刻の直前とすることは、教職員の負担軽減につながるものと考えている。

しかし、共働き世帯やひとり親世帯においては、保護者の勤務条件などにより、児童生徒が登校のために自宅を出る時刻がどうしても早くならざるを得ないケースもある。

そのため、教員の勤務開始時刻に合わせた昇降口の開錠時刻等の見直しについては、児童生徒の安全確保と教職員の負担軽減とのバランスを取りながら、慎重に検討を進める必要があると捉えている。

【子どもたちの朝の居場所の整備】

教育部長 本市の一部の小・中学校においては、昇降口の開錠前に登校し、児童生徒が昇降口前で待機しているケースが確認されている。

本市においても、朝の時間帯における子どもたちの居場所の整備については、子育て支援の観点からだけではなく、教職員の働き方改革の観点からも検討が必要な課題と捉えている。

「放課後児童対策パッケージ2025」で指摘されるように、朝の時間帯における子どもたちの居場所づくりは、学校施設の利用が教職員の新たな負担とならないよう留意する必要がある。

先行自治体における取組も、児童の見守りを行う場所は校庭や体育館等であり、見守り活動の実施主体も地域のボランティアや民間事業者など様々であり、各自治体の実情に応じて、教職員の業務負担を増加させないための工夫がされている。

引き続き、先行事例を調査・研究するとともに、本市の実情に応じた対応や方策を検討していく。

粕谷 圭 議員（民主クラブ）

○オンライン教育による不登校対策について

【メタバースを活用した不登校児童生徒の学びの機会について】

教育部長 本市では、不登校児童生徒に対し、校内教育支援センター、いわゆる「校内フリースクール」や適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」のほか、個別の状況に応じて別室登校や1人1台端末を活用したオンラインによる学習支援を実施している。

全国的には不登校児童生徒数が増加傾向にある中で、本市では昨年度減少したものの、不登校対策は依然として大きな課題であり、引き続き、学校訪問相談員やスクールソーシャルワーカーなどの人材も活用し、教員とともに一丸となってきめ細やかな支援に取り組んでいく。

オンライン教育の手法であるメタバースを活用した不登校支援は、有効な対策の一つと捉えており、帯広市の先行事例を参考にし、他自治体の成果や課題も把握しながら、本市での導入可能性について調査・研究を進めしていく。

添田 絹代 議員（公明党）

○改築を進めている日立特別支援学校について

【今後の改築に向けた見通しについて】

教育部長 日立特別支援学校校舎等改築事業については、施設の老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、「日立特別支援学校整備基本計画」に基づき、施設整備を進めているところであり、令和6年11月には、校舎等の改築に向け、設計プロポーザルで選定された設計事務所と基本・実施設計業務委託契約を締結しており、令和8年3月末までに設計業務を完了する予定である。

今後の改築事業のスケジュール等については、実施設計がまとまり、事

業費や財源の想定が固まったところで、改築に向けたスケジュール等の見通しが立つものと考えている。

特に、財源の確保については、国の補助金や起債など、有利な財源を最大限に活用できるよう、国及び県と調整を進めていく必要がある。

引き続き、教職員や保護者の皆様から寄せられた意見と基本計画策定委員会における議論を通じて具体化された施設整備の考え方を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境の確保を目指し、日立特別支援学校の改築実現に向けて努めていく。

【学校敷地内への職員駐車場の確保について】

ア 基本実施設計の中での職員駐車場の確保について

教育部長 現在、限られた敷地面積の中で、特別支援学校の教職員の駐車需要に対応するため、隣接する多賀中学校及び油縄子小学校の敷地全体を対象として、各校の学校活動に支障のない場所での駐車を許可している。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校の敷地内駐車スペースについては、医療的ケア児の送迎車両や児童生徒の送迎を担うスクールバス、そして下校後の児童生徒の福祉的支援のために不可欠な放課後デイサービスの車両の駐車場を優先的に確保していく。

その上で、可能な限り、教職員の通勤自家用車の駐車場所が設けられるよう配慮していく。

イ 旧萬春園跡地を職員駐車場として使用することについて

教育部長 特別養護老人ホーム萬春園については、令和5年6月に新築移転を行い、旧特養棟の解体工事を実施し、借地についても地権者に返還したところである。

一方、併設の旧デイサービスセンター棟については、令和5年度に策定した「(仮称) 日立市地域リハビリテーションセンター整備基本計画」及

び令和5・6年度に実施した施設の基本・実施設計に基づき、現在、新たに地域リハビリテーションの拠点として整備する準備を進めているところである。

そのため、旧萬春園跡地を日立特別支援学校の教職員駐車場として使用することは難しいことから、特別支援学校校舎等改築事業の中で、可能な限り、教職員の通勤自家用車の駐車場所が設けられるよう配慮していく。

豊田 茂 議員（民主クラブ）

○若者が集い交流を図ることができる施設整備について

教育部長 令和6年3月に策定した、日立市スポーツ振興計画に基づき、身近な場所で誰もが利用しやすい施設の環境整備を進めるとともに、安全性や利便性の向上に取り組んでおり、若者を中心に高い人気を集めているアーバンスポーツ施設については、河原子北浜スポーツ広場において、スケートボードを楽しめる環境を整えている。

スケートボードやボルダリングなどのアーバンスポーツ施設は、若者の交流拠点としての役割や、地域の賑わい創出が期待される。

新たな施設を整備するに当たっては、競技人口の動向を見極めるとともに、施設の構造や安全基準、騒音への配慮、近隣環境などの課題や、交通アクセス等の利便性の検討も必要である。

こうした状況を踏まえ、旧公設地方卸売市場荷さばき棟の利活用については、関係各課と連携し、市民のニーズや他のスポーツ施設整備との整合性を考慮しながら、アーバンスポーツ施設としての活用の可能性について、調査・研究を進めていく。

篠田 砂江子 議員（公明党）

○不登校児童生徒のさらなる支援策について

【オンライン学習での出席扱いの現状について】

教育部長 不登校児童生徒が自宅でインターネットや電子メール、テレビを使った通信システム等を活用して学習活動を行った場合、保護者と学校との間の十分な連携・協力関係を保つなど一定の要件のもとで出席扱いとできることを、2005年（平成17年）の文部科学省の通知において示されている。

2019年（令和元年）には、情報通信技術の進展に伴い、2005年の通知を改め、コンピュータや遠隔教育システムなどのICT等を活用した学校外での学習活動を出席扱いとすることが通知されている。

このような中、本市では、不登校児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた多様な学びの機会の提供に努めており、不登校児童生徒が自宅等でタブレット端末を活用した学習活動を行う場合には、担任教諭等による週1回の訪問等での対面指導、または保護者との面談等により、毎日の学習の結果を確認するなど、文部科学省が示した出席に関する一定の要件を満たした上で、各学校の校長が出席扱いと判断している。

本人との直接的な関わりを重視しつつ、引き続き通知表に出席扱いを明記するなど、本人の努力や学びが確実に学校生活の中で評価されるよう取り組んでいく。

【学びの保障に向けた取組について】

教育部長 本市では、不登校や教室登校が難しい児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた学習機会の確保に努めている。

学校内の別室で教員が学習の相談や解説、個別指導を行うなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うとともに、家庭訪問を通して学習の進め方の

サポートや助言を行い、家庭でも学べるよう寄り添った支援をしており、ICTを活用した支援では、オンライン授業を希望する児童生徒には、学校内外でタブレット端末等を活用して学級で行われている授業の配信もしている。

また、茨城県では、児童生徒向けに各教科のオンライン授業動画を作成・配信している。

本市の教員も作成に協力しており、今後も、茨城県のオンライン授業動画について周知していくとともに、デジタル教材の活用と併せて、児童生徒が学びたい時に学べる環境をさらに整えていく。

【進路対応について】

教育部長 不登校生徒の進路決定に当たっては、各学校が生徒の状況を踏まえ、一人一人に寄り添った進路指導を行っている。

学校では、生徒の将来の夢や希望を本人、保護者と共有しながら、本人に合った学習スタイルや進学先の環境などについて十分に協議した上で進路決定に当たっている。

これらの取組の成果として、不登校の生徒についても、そのほとんどが進学しており、就職、家事手伝い等も含めると、全員が希望した進路に進むことができている。

今後もこれらの取組を通じて不登校生徒一人一人に寄り添い、計画的・継続的な進路指導に当たっていく。

3 教育福祉委員会

<議案>

(1) 議案第76号 令和7年度日立市一般会計補正予算（第5号）中

第1条第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」のうち

歳出 第 3 款 民生費の所管部分

第 10 款 教育費

第 2 表 繩越明許費

第 3 表 債務負担行為補正の所管部分

- (2) 議案第 84 号 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 89 号 運動公園野球場等再整備事業建築工事の請負契約の変更について
- (4) 議案第 90 号 運動公園野球場等再整備事業電気設備工事の請負契約の変更について
- (5) 議案第 91 号 運動公園野球場等再整備事業機械設備工事の請負契約の変更について
- (6) 議案第 101 号 日立市市民運動公園の指定管理者の指定について
- (7) 議案第 102 号 日立市市民広場等の指定管理者の指定について
- (8) 議案第 103 号 日立市市民プールの指定管理者の指定について
- (9) 議案第 118 号 日立市武道館の指定管理者の指定について
- (10) 議案第 119 号 日立市スポーツ広場の指定管理者の指定について

以 上

(2) 令和8年度日立市奨学生の選定状況について

1 概要

- (1) 経済的な理由によって修学が困難な若者の進学を支援するため、令和8年4月進学予定者を対象に、日立市奨学生の応募受付、選定作業を行ってきた。
- (2) 本年8月、選考委員会による審議の結果、応募者34人全員が選考基準を満たしており、今後の「進学先決定」を条件に全員を選定することとした。
- (3) 11月に、市奨学生の利用意向調査を行ったところ、1人が利用意向を取り下げたため、選定人数は33人となった。

2 募集及び選定の状況

区分	募集人数	応募人数	選定人数 (11月末現在)	備考
高等学校奨学生	6人程度	1人	1人	
大学奨学生	45人程度	33人	32人	取下げ1人
計	51人程度	34人	33人	

3 選定の経過等

時期	実施内容
令和7年5月	募集案内
5~7月	応募受付（5月23日~7月10日）
8月	書類審査、個別面接 選考委員会（8月18日）
9月	奨学生応募者への選定通知
11月	市奨学生の利用意向調査
随時	奨学生選定者から市へ進学先決定を証明する合格通知書の提出
令和8年3月	令和8年度奨学生の決定（予定）

（参考） 奨学生の選定実績

入学年度	高校	大学	計
令和元年度	0人	21人	21人
令和2年度	1人	28人	29人
令和3年度	1人	32人	33人
令和4年度	1人	33人	34人
令和5年度	0人	44人	44人
令和6年度	0人	35人	35人
令和7年度	0人	42人	42人

以上

(3) 令和7年度日立市優秀教職員等褒賞事業の受賞者について

1 趣旨

本市教育の振興発展に寄与した学校（市立小・中・義務教育学校及び特別支援学校、幼稚園）及び教職員（常勤、非常勤及び会計年度任用職員を問わず学校に勤務する者）を褒賞することにより、教職員の勤務意欲を向上させるとともに、先進的な実践の共有化を図り、もって本市教育の振興発展を図る。

2 褒賞基準

以下のいずれかの分野で特に顕著な成果を上げているもの

- ア 学習指導 イ 学級・学年・学校経営 ウ 生徒指導、情報教育、健康教育等
- エ 特別支援教育 オ 地域の歴史の伝承・伝統文化の継承 カ その他

3 受賞者（校）

(1) 学校 3校

No.	学校	区分	受賞理由
1	大久保小学校	ア	学力向上のためのオンライン配信に取り組んだ。（国語）
2	助川中学校	ア	新聞の特性を生かした教育の実践に取り組んだ。
3	滑川中学校	ア	学力向上のための生成AIを活用した授業づくりの実証研究に取り組んだ。（英語）

(2) 教職員 11名

ア 小学校 6名

No.	所属職名	氏名	区分	受賞理由
1	成沢小用務員	はた 竜 達雄	カ	校舎内外の環境整備に努めるとともに、季節の草花の展示や標本作成を行い、情操教育に貢献した。
2	大みか小教諭	みずいで 水出 智美	ア	ICTを活用した分かりやすい授業や個別指導により、児童の主体的な学びを実現し、学力向上に貢献した。
3	油縄子小用務員	おおしま 大島 好夫	カ	校舎内外の環境整備を行い、学校の美化と安心安全な環境づくりに取り組んだ。
4	日高小教諭	いそがい なおこ 磯貝 直子	ア	校内研修を通して教員の指導力向上を図るとともに、児童一人一人に寄り添い、学力向上に貢献した。
5	櫛形小講師	かねこ 兼子 公孝	イ	学校統合に向けての連絡調整や、記念に残るメモリアルルームの開設に取り組んだ。
6	山部小図書事務員	なるさわ 成澤 喜代美	カ	図書室環境整備に工夫を凝らし、児童の読書への意欲を高めるとともに、読書習慣の育成に貢献した。

イ 中学校 4名

No.	所属職名	氏名	区分	受賞理由
1	大久保中 少人数指導教員	飛田 祥子 とひた しょうこ	ウ	不登校生徒の居場所づくりや絆づくりに取り組み、自己決定の場の提供や生徒の自己肯定感の涵養に貢献した。
2	河原子中 養護教諭	坪來 亜梨沙 つぼらい ありさ	ウ	生徒の健康面・安全面についての指導を行い、健康教育を推進し、生徒指導の支援に取り組んだ。
3	台原中 用務員	佐藤 茂美 さとう しげみ	カ	校舎内外の環境整備を行い、学校の美化と安心安全な環境づくりに取り組んだ。
4	松風中 栄養教諭	下山田 麻衣 しもやまだ まい	ウ	全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会において発表を行い、栄養教育の先進的なモデルとして高い評価を受けた。

ウ 特別支援学校 1名

No.	所属職名	氏名	区分	受賞理由
1	日立特別支援 教諭	三浦 悅利子 みうら めりこ	エ	特別支援教育の充実や効果的な研修実施による教員の指導力向上に取り組んだ。

以上

(4) 令和8年度日立市立幼稚園等の園児募集の結果について

1 日立市立幼稚園・認定こども園（1号認定）の募集結果

令和7年11月5日現在（単位：人）

園名	受付人数		令和8年4月園児数見込み			特別支援 (通級)
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	計	
櫛形幼	9	0	9	4	13	ことば
大沼幼	2	0	2	7	9	知的・情緒、ことば
みやた認	5	1	5	7	12	知的・情緒、ことば
はなやま認	9	0	9	6	15	
合計	25	1	25	24	49	
(参考) 前年	25	1	25	45	70	
前年比	0	0	0	△21	△21	

※ 令和8年4月園児数見込みは、受付人数と進級する在園児の合計人数

2 私立幼稚園・認定こども園（1号認定）の応募状況

令和7年11月5日現在（単位：人）

園数	受付人数				令和8年4月園児数見込み			
	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計
19園	132	12	1	145	186	228	251	665
(参考) 前年:20園	167	8	1	176	234	264	276	774
前年比	△35	4	0	△31	△48	△36	△25	△109

※1 園数の内訳は、幼稚園5園、認定こども園14園

（新規受付を行わず、在園児がいない「めぐみが丘幼稚園」を除く。）

※2 令和8年4月園児数見込みは、受付人数と進級する在園児の合計人数

以上

(5) 第5回日立市長杯ラジオ体操コンクールの実施結果について

- 1 日 時 令和7年11月29日（土）午前9時から正午まで
- 2 会 場 日立市池の川さくらアリーナ
- 3 主 催 者 日立市、日立市教育委員会、日立市ラジオ体操普及協議会
- 4 後 援 株式会社かんぽ生命保険、NHK水戸放送局、NPO法人全国ラジオ体操連盟
- 5 出場団体 予選を通過した13団体
- 6 実施内容 各団体が「団体紹介」と「ラジオ体操第一」の演技を行い、審査委員の採点結果により、部門別に順位を決定した。

7 実施結果（部門別）

順位 部門	優 勝	準優勝	第三位	応募団体数
小学生の部	河原子海っこチーム	水木小学校	塙山小学校 運動委員会	22団体・697人
中学生の部	助川中学校 吹奏楽部 武羅 ^{ぶらばん} _ル	茨城スーパーガールズ	駒王中学校 軟式野球部	6団体・67人
高校生・ 大学生・ 専門学生の部	明秀学園女子バスケット部 Cutie FourCs	明秀学園男子バスケット部 Men's FourCs	—	3団体・78人
事業所の部	河原子グルグル	日立製作所 大みか特称会チームA	日立製作所 大みか特称会チームB	5団体・108人
地域団体の部	大屋根広場 ラジオ体操会	下相田 ほほえみサロン	—	4団体・117人
			計	40団体・1,067人

以 上

コンクール実施の様子



開会式の様子
岡本美佳特別審査員



小学生の部優勝
「河原子海っこチーム」



中学生の部優勝
「助川中学校吹奏楽部
武羅丸(ぶらばん)」



高校生・大学生・専門学生の部優勝
「明秀学園女子バスケット部
Cutie FourCs」



事業所の部優勝
「河原子グルグル」



地域団体の部優勝
「大屋根広場ラジオ体操会」